

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(電子帳簿保存法関係(個人)))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請(書類) (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第2項、第6条第2項)	①承認を受けようとする国税関係書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ②承認を受けようとする国税関係書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) ③申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	無
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請(帳簿) (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、第6条第1項)	①承認を受けようとする国税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ②承認を受けようとする国税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) ③申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	無
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項)	申請書の添付書類について変更しようとする場合は、変更後の添付書類	無
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請(帳簿)【マイクロフィルム】 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第1項、第6条第1項)	①承認を受けようとする国税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ②承認を受けようとする国税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) ③申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	無
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請(書類)【マイクロフィルム】 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第2項、第6条第2項)	①承認を受けようとする国税関係書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ②承認を受けようとする国税関係書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) ③申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	無

<p>手続の名称</p>	<p>添付書類の名称</p>	<p>税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無</p>
<p>国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出【マイクロフィルム】 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項)</p>	<p>申請書の添付書類について変更しようとする場合は、変更後の添付書類</p>	<p>無</p>
<p>国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請(中途) (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項、第6条第1～2項)</p>	<p>①承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ②承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) ③申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>	<p>無</p>
<p>国税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の承認申請 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項、第6条第2項)</p>	<p>①承認を受けようとする国税関係書類の保存を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ②承認を受けようとする国税関係書類の保存を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) ③申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>	<p>無</p>